# 保育所等における医療的ケア児受入体制について

保健福祉部子ども子育て支援課

# 1 県内の保育所等における受入状況(令和元年9月18日県調査)

全市町村を対象に実施した保育所等における医療的ケア児の受入状況に係る調査によると、令和元年度は4市7施設において医療的ケア児の受入を行っている。

# 2 受入例

- (1) 保護者が医療的ケアを実施している場合
  - 医療的ケアの内容
    導尿
  - ② 保育所等での医療的ケア児への支援の状況
    - 9:00 登園 保護者が園内で導尿を行う。
    - 保護者が園内で導尿を行う。 12:30 降園
      - 保護者が迎えに来た際に、園内で導尿を行ってから降園する。
- (2) 看護師・保育士等が医療的ケアを実施している場合
  - ① 医療的ケアの内容人工肛門、導尿
  - ② 保育所等での医療的ケア児への支援の状況
    - 12:30 昼食後

看護師が導尿とストーマ処理。

※就学に向けて自己導尿となり、その介助を行っている。

15:30 おやつ後 昼食後と同じ医療的ケアを実施。

随時 パウチ内に排便がたまった時などは保育士が処理する。

- (3) 保護者・看護師・保育士が分担して医療的ケア児を支援している場合
  - ① 医療的ケアの内容

インスリン注射(保護者が実施)

② 医療的ケア児への支援の内容

腕につけた測定器具による血糖値の確認及びブドウ糖摂取の補助

(看護師又は保育士が実施)

- ③ 保育所等での医療的ケア児への支援の状況
  - 10:00 看護師又は保育士が、児童が腕につけている測定器具により血糖値を確認。 数値が低ければブドウ糖を摂取させる。
  - 12:00 昼食前(保護者が来園) 保護者が児童の指先から採血を行い、測定数値に合わせた量の注射をする。
  - 14:00 看護師又は保育士が、児童が腕につけている測定器具により血糖値を確認。 数値に応じておやつの量を調整する。

# 3 課題及び対応

- (1) 医療的ケア児について入所申込があった際の課題等
  - ・看護師を配置していない園では医療的ケア児の受入に困難さがある。
  - 医療的ケア児を受入れるためには職員を加配する必要があるが、保育士不足の状況では職員 の確保が難しい。
- (2) 保育所等において医療的ケア児を受入れた際の課題等
  - ・専門的施設ではない保育所等での医療的ケアを行うに当たって適した場所の確保が難しい。
  - ・緊急時の対応に不安がある。
  - ・他の園児へ医療的ケアが必要な児童のことをどう伝えるか配慮を要する。
  - ・人事異動により担任保育士が変わることがあるため、専任保育士を支援担当につけることが できない。

#### 《参考》 医療的ケア児保育支援モデル事業

# 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算:394億円の内数 → 令和2年度予算案:394億円の内数)

## 事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者(医療的ケア児保育支援者)を配置し、管内の保育所への医療的ケアに 関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイド ラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

## 令和2年度予算案における対応《拡充》

保育所における医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所において 受入れが可能かどうか、関係者間で検討する必要がある。

<u>都道府県等における受入れの判断をするための検討会の設置など</u> 環境整備を図るための事業費補助(旅費、謝金、会議費等)を創設する。

### 【補助基準額(案)】

- ○基本分単価 [1市区町村当たり年額 7,915千円]
  - ① 看護師等の配置(5,100千円)
  - ② 補助者の配置 (2,100千円)
  - ③ 研修の受講支援(300千円)
  - ④ 事業費 (415千円)
- 〇加算分単価 [1市区町村当たり年額 2,650千円]
- ⑤ 支援者の配置(2,100千円)
- ⑥ ガイドラインの策定(550千円)

#### 検討会の設置



- <主な役割> ○医療的ケア児の受入れについて 検討
- ○関係機関との連絡体制の構築 ○施設や保護者との調整

○支援計画の策定

【実施か所数】

令和元年度(申請ベース):73か所 (北海道)札幌市、上富良野町、音更町、蘭越町、(青森県)五所川原市、(宮城県)仙台市、 (北海道·札幌市、上雲良野町、首更町、蘭越町、倩森県五折川原市、宮城県仙台市、 (福島県)南相馬市、(栃木県)鹿沼市、(埼玉県)上尾市、鶴ヶ島市、仟葉県)千葉市、松戸市、佐倉市、 習高野市、海安市、山武市、匝瑳市、(東京都)八王子市、国立市、東大和市、(神奈川県)川崎市、 相模原市、茅ヶ崎市、厚木市、(新潟県)上越市、長岡市、(福井県)福井市、小浜市、勝山市、 勝江市、水平寺町、南越前町、(長野県)松本市、伊那市、朝日村、南箕輪村、木曽町、(愛知県) 名古屋市、豊橋市、豊田市、長久手市、(三重県)伊勢市、(滋賀県)近江八幡市、草津市、甲賀市、 湖南市、東近江市、(京都府)京都市、宮津市、長岡京市、亀岡市、城陽市、(大阪府)大阪市、堺市、 茨木市、箕面市、岬町、(島取県)米子市、(岡山県)岡山市、津山市、広島県)東広島市、世羅町、 (高知県)高知市、(福岡県)福岡市、北九州市、久留米市、川竹町、筑前町、(長崎県)松浦市、 佐々町、(熊本県)菊池市、(鹿児県)紫島市、(沖縄県)宣野湾市

○ さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る(60か所→90か所)。

## 実施主体・補助割合

- 都道府県、市区町村
- 国: 1/2、都道府県・指定都市・中核市: 1/2 国: 1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4